



第4号様式

流教公第167号

令和3年3月23日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け流監第112号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年2月18日・流監第112号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部 公民館	意見	<p>車両の賃貸借に係る契約及び当該契約に付随する保守の委託に係る契約については、流山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例により7年以内とされているが、長期継続契約の終了後も単年度契約の再リース契約を繰り返し締結し、同一車両を長期にわたり使用している事例が散見された。安易に再リース契約を行うのではなく、耐用年数や費用面、技術革新による車両の機能の向上等を考慮し、新規車両導入との比較検討を行ったうえで、再リース契約の経済性を判断されたい。</p>	<p>当該車両4台のうち1台の賃貸借の使用については、走行距離も短く、機能・性能上問題なく利用しており、契約金額が減額されていることなどにより再リースする。</p> <p>ただし、新規車両導入との比較検討した結果、令和3年度に他の3台、令和4年度に再リースをした残りの1台も新規車両導入する。</p> <p>引き続き耐用年数や費用面、技術革新による車両の機能の向上等を考慮し、新規車両導入との比較検討に努めてまいります。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。  
表示は、「指摘」又は「意見」とする。